

第24回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月5日（木）午後1時28分から午後2時14分まで

2 開催場所 群馬県農業共済組合高崎支所2階会議室

3 出席委員（23人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
17番	石 川 大 輔	18番	川 野 健 一
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
21番	反 保 勉	22番	飯 野 利 貞
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 欠席委員（2人）

13番	天 田 晃	16番	永 井 保 伸
-----	-------	-----	---------

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 端 ひろみ
係長	矢 島 賢 一
主任主事	津 久 井 亮太
主任主事	引 田 めぐみ

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩 井 啓 太
----	---------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第6 議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 2 8 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。皆様、おそろいですので、第24回農業委員会総会の
ほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

よろしくお願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第24回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者が議席番号16番、永井
保伸委員並びに13番、天田晃委員の両名が欠席との連絡がございました。ということで、本日の出
席委員は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えております。ということで総会は成立いた
します。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号 1 番、清水静枝委員並びに24番、設楽明志委員の両名を指名いたします。

また、書記は矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。進行させていただきます。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、まず初めに、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第 3 条の
規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー 1 については、新規就農案件となっております。

事務局、それでは、ナンバー 1 の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

1 番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございま
す。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 農業振興担当です。よろしくお願いします。

それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、新たに農作業を開始したいという申請になります。栽培作目は、キクイモ、トウモロコシ、ハウレンソウ、中室田町にて農地約5アールを買上げ、農作業を開始する申請となります。

申請人につきましては、令和7年5月14日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは西山康雄農業委員が出席し、申請人から提出された農作業計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に農作業を行えるかなどの確認を行いました。

それでは、1枚おめくりいただいて、就農相談会開催申込書を御覧ください。

1の就農動機です。譲受人は退職後、時間的に余裕があること。また、地域に多くの農家があることから、以前より農作業に対して興味をもっていました。自宅付近にいたことが所有している農地があり、管理に苦慮しているとのことで、今般、当該農地を譲り受け、農作業を始めようと考えています。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、自己消費のほかに、よいものを作って地元のスーパーに出荷していきたいという意向です。

3の職歴及び農業経験でございますが、65歳まで高崎市職員として勤務をしていました。農業経験はございませんが、農業委員や近隣農家のアドバイスを受けながら真摯に取り組むとのことです。

続きまして、農作業計画書を御覧ください。作付については、夏から秋にかけてキクイモ、トウモロコシ、冬はハウレンソウを作付することで1年を通して効率かつ計画的に農作業を行う計画となっております。

続きまして、3ページ目、位置図になります。太線で囲った上の航空写真の丸で囲った部分が購入予定地となっております。航空写真下側の購入予定地のすぐ南にある住家が申請人の自宅となっております。周辺の農地の状況からも集積、集約を目指すような農家への影響は少ない場所と考えられております。

農作業計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、また、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 終わりました。今、係長から説明がありました。

続きまして、今回の就農相談会に出席された西山康雄委員から報告のほどお願いいたします。

○20番西山委員 それでは、報告します。議席ナンバー20番、西山です。よろしくお願いします。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報

告をいたします。

なお、当日は、申請者に対し、事務局員とともに以下のとおり聞き取り調査を行いました。

質問1 土地面積が533平米に対して、作付面積が360平米なのは何か理由がありますか。

回答 当該農地の形状的に作付に適さない部分は除いています。また、作業の効率化を図るため、農地の一部を作業用のスペースとして確保しています。

質問2 鳥獣害対策はどのように考えていますか。

回答 当該農地周辺は、イノシシ等による被害を想定しており、金網メッシュを設置することで進入を防ぎます。

質問3 販売先のスーパーは何か当てがあるのですか。

回答 近隣スーパーの店長が知り合いで、その方へ相談をしています。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、農作業計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 西山委員からの報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

これ、北部地区の申請出されたので、南部の委員さん、何か質問等ございましたらお願いいたします。

この間、事前協議のときにクイモの話がちょっと出て、何月に植えないと駄目だとか何だとかって、そんな話も出たのですけれども、それは問題ないということなので。

どうでしょう。農地取得、既に下限面積がなくなって、小さい面積でも就農相談ということで受けないと農地が取得できないと。今回少ない面積ですけれども、これからこういう申請が随分出てくるのでしょうか。

どうですか。別に問題は。

清水静枝委員。

○1番清水委員 1番の清水です。この作物、生産作物の関係なのですけれども、先ほど出ましたように、トウモロコシ、またハウレンソウ、これは季節的にいろいろあるかと思うのですけれども、この中でクイモなのですが、これクイモ、白いのと赤いのがあるのだけれども、どちらを作ると言っていましたか。

○会長 白いのと赤いの。

○1番清水委員 赤いというか、紫色のがあるわけですね。

○会長 どちらが人気があるの。

○1番清水委員 いや、それは好き好きです。赤いのアントシアニンがあつていいとか、そういう嗜

好の方もいますし。

○会長 では、事務局のほうで。

○事務局 先ほど西山委員がお話あって、聞いたらしくて白いキクイモを植えるそうです。

○1番清水委員 白を植えるのですか。

○事務局 はい。

○1番清水委員 そうですか。場所によって赤のほうがいいと。白は別に特別どうってことないけれども、赤はアントシアニン、そういったものたくさん含んでいけば体のためにはいいのだよということで、よく普及しているところもありますけれども。

○20番西山委員 近隣スーパーで加工をやっているのです。キクイモのチップだとか……

○1番清水委員 漬物。

○20番西山委員 キクイモのお茶だとか、いろいろやっているので、それが基本的には赤を扱っていないのです。

○1番清水委員 そういう加工品ならあれですね。

○20番西山委員 それで、白いのを関西のほうへ送るのかな。結構大量にいろいろな農家に作らせていて、その原料を向こうで製品にして自分の店で売っているのです。だから、ほとんど白が多いです。

○1番清水委員 そうのことですね。

○20番西山委員 と思います。

○1番清水委員 自分で生産したものを直売所とか、そういうところへ出すのではなくて、いわゆる契約栽培ですね。

○20番西山委員 そうですね。

○1番清水委員 そうなのですか。はい、分かりました。すみません。

○会長 ほかに質問ございますでしょうか。

なさそうなので、それでは、あれですか、これは許可としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続いて、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は6件でございます。なお、この6件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー2から7までの一括説明ございました。この中で皆さん、何か疑問に思う点がございましたら、質問等お願いいたします。

手が挙がらないので、これ許可とすることといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 住宅敷地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の1件の説明がございました。

それでは、審議に入ります。皆さんからどうですか、これに対して質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、払下げ済みの公衆用道路と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、店舗敷地の一部として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

20番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

22番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます、宅地、払下げ予定の公衆用道路と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、材木店を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、土建業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

28番 契約内容は売買、駐在所住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は35件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。35件ということで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。本当に今回5条の申請も少ない。いつもの半分ぐらいの件数なのですけれども、何か疑問に思ったことでもありましたら質問してください。

これ、あれかな、ナンバー19、20、21太陽光なのだけれども、これ吉井地区。これ周りに影響ないかな。これ業者が他県の東京だとか茨城、1つは市内の人か。では、どうでしょう、吉井地区の委員さん、これ影響ないでしょうか。周りに農地でもある。場所が分からないから。

○23番新井委員 いいですか。1個。19番のほうは特に問題はない地域なので。町内って言えば町内ですけれども。

○会長 町内。

○23番新井委員 ええ。問題ないです。長根はちょっと分からない。

○会長 長根。

○24番設楽委員 長根は、これ国道からちょっと入った宅地があるところなのです。この20番のほう。

21番は、また別のもの。農地が山林になっていたりのところです。

○会長 山林、そうか、そうか。

○24番設楽委員 はい。ですから、20番についてちょっと、こちらですよ。近隣の苦情が出るとすれば、気になる場所ですけども。何軒か、もう既にできているところがありますので。

○会長 これ21番、山林、農地になっているらしいのだけれども、これ山林化状態になってしまっているの。どういう、ここは。

○24番設楽委員 いや、果樹か何か垣の木が何かが植わっているって。

○会長 そうなんだ。そうか、そうか。

あと、23番、箕郷の建売分譲住宅ですか、箕郷は、建売分譲住宅が多いので、これ同意をもらっているということで問題ないですね。今回3,000平方メートル以上がないので、どうしましょうか。農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することなので、常設審議委員にね。しばらくぶりにないな。

○事務局 そうですね。

○会長 どうでしょう、皆さんのほうから何か質問等ございましたら。

○全員 なし。

○会長 それでは、なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の次男でございまして、相続開始年月日は、令和6年8月21日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま1件の相続税猶与の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。この人は相続税猶与を受ける、今回735平米、これ以外にもあるの。

○事務局 高崎市ではこちらの農地だけということで、多分ほかの、玉村だったかと思うのだけれども、そちらにも申請を出そうかなというのは話をしておりました。

○会長 そうなんだ。はい。そういうことで、きちんと耕作するということで、そういう申出があったようです。

どうでしょう。なければ適格として証明しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

早いですね。

議案第5号に移ります。

それでは、議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○農林課

議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案第5号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について、ご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。従来までの利用権設定等促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。

今回の議案は、令和7年8月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

まず、借手は22名、貸手は42名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が41筆、5万5,184平米、地目、田の期間借地が2筆、2,954平米、地目、畑の通年が47筆、5万7,703平米、地目、畑の期間借地がゼロ筆、ゼロ平米、合計で90筆、11万5,841平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は63筆で、割合は70%となっております。

続いて、1枚おめくりいただき、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、10年未満の農用地について、田が36筆、5万2,079平米、畑が20筆、3万2,373平米、10年から15年未満の農用地について、田が7筆、6,059平米、畑が27筆、2万5,330平米、15年以上の農用地については、田、畑ともにゼロ筆、ゼロ平米となっております。

また、今回は農地中間管理機構を介した売買が1件ございます。「農用地利用集積等促進計画」と書かれた冊子の18ページに詳細が記載してあります。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます

す。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ここで、これより審議に入ります。この内容に関して、皆さんから何か質問等ございましたらお願いいたします。

米の値段も上がって、こういうふうに借りる方がこれから増えてくるかどうかなのだけれども、今のところはまだあれか、分からないね。

○農林課 そうですね。現状は、今まで借りていたところの更新というのも多かったですとか……

○会長 はい。新たというのは出てこない。

○農林課 そうですね、新たに何筆かというのと、ちょっと今申し訳ないです、手元に資料がないのですけれども。

○会長 これ見ると大体5年、今10年未満というのが多いのか。年も年だし、平均年齢が69.5歳だっ
て言われているので、これ20年だ、20年以上借りても体がもつかどうか分からないので、そのぐら
いが無難な年数だと思うのですけれども。でも、まだ休耕地というのが結構あるのかね。耕作にち
よっと向かないような作業効率の悪いようなところは、まだ結構あるのかね。これから農地パト
ロール等控えているので、そういうので分かると思うのですけれども。

どうでしょう、質問がなければ、異議がなければ農地中間管理機構へ要請しますけれども、要請
してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

それでは、要請することといたします。

それでは、議案のほう終わりましたので、これから報告事項に入ります。

第1号から第4号まで、それでは、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は宅地造成、用途指定区分は第1種住居地域、ほか6件、合計7件の4条届出に
つきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか23件、合
計24件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件、合計2件の通知につきまして書
類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請2件、

5条申請58件、合計60件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和7年5月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項がございました。報告事項に関して、皆さんから質問等は。

○全員 なし。

○会長 ないですね。

事務局、何か、皆さんに何か報告ありますか。

ほかに事務局、みんなに報告ないね。いいですか。

○事務局 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第24回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時14分 閉会